

現況報告書（令和8年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
41 佐賀県	201 佐賀市	41201	8300005000222	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 佐賀中部会				
(8)主たる事務所の住所	佐賀県	佐賀市	久保泉町大字川久保4466番地1		
(9)主たる事務所の電話番号	0952-98-2575	(10)主たる事務所のF.A.X番号	0952-98-2412	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	https://www.hagakure57.com/		(14)法人のメールアドレス	hagakure57@wind.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和59年2月2日	(16)法人の設立登記年月日	昭和59年2月16日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	120,000
-----------	------	-----------	---	--------------------------------	---------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
田中 安臣		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			3
髙崎子ヨミ		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			3
大坪 静夫		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			3
杉山 宏明		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			4
広瀬 和子		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			4
鐘ヶ江 茂男		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			4
多良 正裕		R7.6.12 ~ 令和11年に開催する定時評議員会の終結の時			3

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	19,066,066	2 特例無
----------	------	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
荒木 正文	1 理事長	令和1年6月18日	2 非常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		1 有		7
山田 孝	3 その他理事		1 常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	3 施設の管理者		2 無		7
小野原 祐則	3 その他理事		2 非常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無		6
山内 賢司	3 その他理事		2 非常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無		5
高倉 しのぶ	2 業務執行理事		1 常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無		7
荒木千恵美	3 その他理事		2 非常勤	令和7年6月12日		
	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	4 その他		1 有		7

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名以上	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	130,000
----------	------	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
多良 淳二	R7.6.12 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)	令和7年6月12日
			7
山口 裕二	R7.8.8 ~ 令和9年定時評議員会の終結の時	6 財務管理に識見を有する者 (その他)	令和7年8月8日
			4

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1)会計監査人の定員	2名以上	(2)会計監査人の現員	2	(3-6)会計監査人全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	130,000
-------------	------	-------------	---	----------------------------------	---------

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状態

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	31	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	30.5	常勤換算数	0.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和7年6月12日	5	6	2		第1号議案 令和6年会計年度 計算書類等の承認の件 第2号議案 社会福祉充実計画の承認の件 第3号議案 役員等の報酬等の算定の承認の件 第4号議案 本法人役員の任期満了に伴い新理事・新監事の選任の件
令和7年8月8日	6	6	1		第1号議案 本法人役員の監事辞任による新監事の選任の承認の件
令和8年2月20日	7	6	2		第1号議案 役員報酬規程の一部改正の承認の件
令和8年3月24日	6	5	2		第1号議案 役員報酬規程の一部改正の承認の件

(4)うち開催を省略した回数	0
----------------	---

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和7年5月28日	6	2	第1号議案 令和6会計年度 社会福祉法人佐賀中部会 事業報告並びに計算書類等の承認の件 ①令和6会計年度 社会福祉法人佐賀中部会及び障害者支援施設はがれ学園並びに併設短期入所事業所の事業報告（案）の承認について ②令和6会計年度 社会福祉法人佐賀中部会 決算（案）並びに法人監査結果報告の承認について 第2号議案 社会福祉充実計画の承認の件 第3号議案 役員等の報酬等の算定の承認の件
令和7年5月28日	6	2	第4号議案 本法人役員の任期満了に伴い新理事・新監事の選定の承認の件 第5号議案 令和7年 定時評議員会の招集についての承認の件
令和7年6月12日	6	1	第1号議案 理事長及び業務執行理事の選定について 第2号議案 苦情解決第三者委員の選任の承認の件
令和7年7月29日	5	1	第1号議案 法人役員の監事辞任に伴う新監事の選出についての選定の件 第2号議案 臨時評議員会の招集についての承認の件
令和7年10月17日	5	2	第1号議案 社会福祉法人 佐賀中部会 1次補正予算書（案）の承認の件

令和8年1月27日	5	2	第1号議案 社会福祉法人 佐賀中部会 令和8年度 事業計画(案)の承認の件 第2号議案 令和7年度 社会福祉法人指導監査の結果について(通知) 第3号議案 役員等報酬規程・理事及び業務執行理事 事務分担規程の一部改正の承認の件 第4号議案 臨時評議員会の開催日程の承認の件
令和8年3月12日	6	2	第1号議案 役員等報酬規程の一部改正の承認の件 第2号議案 臨時評議員会の開催日程の承認の件
令和8年3月24日	6	2	第1号議案 令和7年度 社会福祉法人 佐賀中部会 2次補正予算(案)の承認の件 第2号議案 運営規程の一部改正の承認の件 第3号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正の承認の件 第4号議案 経理規程・経理規程細則の一部改正の承認の件
令和8年3月24日	6	2	第5号議案 役員等賠償責任保険契約の承認の件 第6号議案 令和8年度 社会福祉法人 佐賀中部会 当初予算書(案)の承認の件

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	多良 淳二 山口 裕二
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)				
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
110	はがくれ学園 拠点区分	00000001	本部経理区分				法人本部				
		佐賀県	佐賀市	久保泉町大字川久保4466番地1		3 自己所有	3 自己所有	昭和57年5月1日	0	0	
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
110	はがくれ学園 拠点区分	01040402	障害者支援施設(生活介護)				生活介護				
		佐賀県	佐賀市	久保泉町大字川久保4466番地1		3 自己所有	3 自己所有	昭和57年5月1日	60	12,265	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
110	はがくれ学園 拠点区分	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)				施設入所支援				
		佐賀県	佐賀市	久保泉町大字川久保4466番地1		3 自己所有	3 自己所有	昭和57年5月1日	60	16,626	
		イ 大規模修繕									
110	はがくれ学園 拠点区分	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)				短期入所				
		佐賀県	佐賀市	久保泉町大字川久保4466番地1		3 自己所有	3 自己所有	平成18年10月1日	2	0	
		イ 大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)				
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日	(ア) - 2 修繕年月日	(ア) - 3 修繕年月日	(ア) - 4 修繕年月日	(ア) - 5 修繕年月日	(イ) 修繕費合計額(円)			

	(1回目)	(2回目)	(3回目)	(4回目)	(5回目)
--	-------	-------	-------	-------	-------

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	ア 建設費	イ 大規模修繕
			(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
			(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組 ⑦(地域住民に対する福祉教育)	施設実習 地域の大学・短期大学生の実習の受け入れを行いました。	はがくれ学園(生活介護・施設入所支援)
地域における公益的な取組 ⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)	七夕交流会 施設の行事に地域の参加を行い、地域の方とコミュニケーションを図りながら、交流をする事が出来ました。	はがくれ学園(生活介護・施設入所支援)
地域における公益的な取組 ⑨(その他)	衆議員総選挙及び最高裁判官審査期日前投票 社会参加とし本人の意思決定の一環とし、参加する事が出来ました。	佐賀市役所 大和支所

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

- (1) 社会福祉充実残額等の総額(円)
- (2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容(記述)	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円)	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計(円)
	③事業内容		⑤の合計(円)	⑥の合計(円)
			0	0

- (3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
- | | |
|-----------------------------------|---|
| ①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円) | 0 |
| ②地域公益事業(円) | 0 |
| ③公益事業(円) | 0 |
| ④合計額(①+②+③)(円) | 0 |
- (4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

- (1)積極的な情報公表への取組
- ①任意事項の公表の有無
- | | |
|----------|--------|
| ②事業報告 | 2 無 |
| ④財産目録 | 2 無 |
| ⑥事業計画書 | 2 無 |
| ⑧第三者評価結果 | 3 該当なし |
| ⑨苦情処理結果 | 3 該当なし |
| ⑫監事監査結果 | 2 無 |
| ⑬附属明細書 | 2 無 |
- (2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況
- | | |
|----------------------|-------------|
| ①事業運営に係る公費(円) | 227,025,087 |
| ②施設・設備に係る公費(円) | 0 |
| ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円) | 176,931,968 |
- (3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について
- | | |
|-----|---------|
| 施設名 | 直近の受審年度 |
|-----|---------|

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>①評議員会に提出する監事選任及び解任に関する議案については、在任監事の過半数の同意が必要であるため、在任監事より同意書を徴収するか、又は監事候補者選任に関する議案を決定した理事会において、同席した在任監事が同意した旨を議事録に記録すること。</p> <p>②理事会及び評議員会の招集通知について、開催日の1週間前（中7日前）までに発出てきていないものが見受けられるため、適正に行うこと。また、招集通知を省略する場合は、役員又は評議員全員から同意書を徴収するか、全員の同意があった旨を議事録に記録すること。</p> <p>③議事録を作成する際には、評議員会の議事の経過及びその結果を記載する必要があるため、議案に対してどういった話し合いがなされたのかやどういった内容に決定したのかについて記載すること。</p> <p>④理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要があるため、理事会での候補者推薦及び評議員会での選任決議のなかで適正な手続きに基づいて選任し、その内容を議事録に記録すること。</p> <p>⑤役員等の報酬及び旅費規定について 以下の観点から、報酬に関する規定及び理事長の報酬額について見直すこと。 ・役員等報酬規程第2条第2項及び第3条第2項の規定について、役員報酬総額の上限を定めているものの、業績によって理事長に対して支給する報酬の総額が増減する内容となっており、自立支援給付費を主たる財源とする法人の役員報酬について、実質的配当とみなされかねない。 ・「理事長報酬の額を減額するものとし、支給する額は決算にかかる理事会で提案し、定時評議員会において承認を得るものとする。」（第3条第2項）との規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することが困難であり、法人として説明責任を果たしているとはいえない。 ・社会福祉法人は公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、役員等報酬基準の規定の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと等の説明責任を負うが、理事長（非常勤）に対して支給する役員報酬の額について、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇と捉えられかねない。 ・非常勤の理事長の報酬が月額500,000円であり、当該理事長の勤務実態及び他の理事との均衡等を欠いており、その支給基準が民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況を考慮し、どのような検討を行ったか具体的な審議内容や支給額決定の経緯を説明していない。 ※改善状況報告書の提出時に、役員等報酬規定第2条第2項及び第3条第2項並びに別表第1の報酬額について、改正後の規定又は具体的な検討内容を記載した議事録を添付すること。 (令和7年10月31日)</p>
-----------------	---

②実施した改善内容

<p>①監事交代時には前監事の同意書が必要であり、同意書の署名欄は新しい監事でなく、本来は前任監事が署名する必要があったことは、今後は誤りないように致します。</p> <p>②今後、招集通知を送付する際は日付の管理を徹底するように努めます。また、同日に開催する場合は招集通知の省略（法45条の9第10項、一般法人法183条）も手続きを行い、開催致します。</p> <p>③議事録には決定事項や議論の流れを明確に記載し、後から確認しやすいように、何がどのように決定されたかを明確に議事録に残すように致します。</p> <p>④今後、どの理事がどの要件を充足していると判断して選任したかがわかるようまた、要件該当性について判断して選任することを明確に議事録に記載致します。</p> <p>⑤理事長報酬の支給については、熊本市在住の理事長が必要に応じてはぐれ学園への来所の頻度が高く自宅での業務対応などの状況から、費用弁償のみではなく、業務に対する報酬の支給が妥当であると考えたものです。また、報酬の額の考え方については、施設運営に負担のない範囲で理事会の意向があり、報酬の範囲を「障害者自立支援法施行に伴う移行時積立金等の取扱いについて」平成18年10月18日（障発第101003号）の第2-3-(3)「役員等の報酬」の「役員報酬が当該社会福祉法人の収支からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なう恐れがある。」との記載があり、収支に関わらず報酬を固定的な額とすることは適当でないと考えたこと、また、同通知第2-3-(1)に記載の「健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において」との考え方に順じて、施設の健全運営に影響を与えない範囲を役員報酬規程第2に定めたものであり、実質的配当を意図したものではありません。今後理事長報酬については、報酬の上限を定めるのみでなく、業務の内容と報酬の額について説明のできるような規程の整備と業務日誌などにより、業務執行状況を説明できるような記録を行います。また、その検討過程で、報酬額の妥当性についても理事会において協議し、見直しを行います。</p>

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称